【新型コロナウイルス感染防止】サークル活動の行動指針 (2020年8月12日公表)

今後のサークル活動の行動指針を以下のとおり示します。

引き続き感染防止を図りながら、今回の措置が段階的なものであることを十分に理解の 上、行動するよう心がけてください。

- 1. サークル活動について、全面的な解除については、少なくとも後期開始以降とします。 ただし、以下の条件を満たす場合にのみ、段階的措置として活動を認めます。
- (1)活動再開前に、あらかじめ事務局に「サークル活動再開のための活動計画書」を提出し、顧問教員および学生委員会の了承を得ていること。
- (2) 国が定める「新しい生活様式」を十分に理解の上、実践・遵守するとともに、以下の基本的考え方に基づく活動を行うこと。

(新しい生活様式の実践例:厚生労働省 HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html (新北海道スタイル)

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/newhokkaidostyle.htm

【基本的考え方】

- ・活動中は互いに距離をとって接触を避ける
- オンラインの活用
- ・活動の前後(移動時)も「3密」を避ける ※3密:密閉・密集・密接
- ・活動人数や時間を制限する (出来る限り少人数・短時間(2時間以内)で出来る活動)
- ・学外施設の場合は施設のルールを守る
- ・屋内での活動の場合は、定期的に換気をする
- ・手指や用具の消毒をこまめに行う
- (3)活動にあたっては、適宜マスクを着用すること。ただし、運動時においては十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがあるためマスクの着用は必要ありません。その場合には周囲と十分な距離をとるなど、より一層の対策を講じること。
- (4) 校舎内の施設(サークル室を含む)の利用は大学全体のポリシーに準ずるため、少なくとも後期開始までは利用を認めない。

大学のグラウンド・テニスコートについては、本行動指針とともに、本学の屋外施設

利用の考え方(別紙)に則っている場合に限り利用を認める。よって、利用できるのは顧問または代理教員が開始時に立ち会い、感染防止対策などを利用者とともに確認できる場合に限る。

- (5) 函館圏 (函館市・北斗市・七飯町) 以外への遠征は認めない。
- (6) 合宿、食事会、飲み会等を伴う活動については、引き続き行わないこと。
- (7)公式大会への参加は、大会運営側が十分な対策を講じていて、かつ(5)の要件を 満たしている場合に限り、参加を認める。
- (8) 次の事項に十分留意すること。
 - ・再開の際は、運動不足等も考慮し、怪我防止に気をつけること。
 - ・部員に活動の参加を強制しないこと。
 - ・活動する学生は自らの体調を管理すること。
 - ・顧問教員は学生の活動を把握し、必要な指導ができるよう、日頃から学生と連絡を取り 合うこと。
- 2. 今回の措置は当然のことながら、新型コロナウイルスの感染拡大防止が前提となります。 そのため、これまで出来ていたすべての活動が可能となるものではありません。活動中の 対策はもちろんですが、日々の健康状態のチェックなどについても最大限の注意を払っ てください。
- 3. 大学の承認後においても、地域の感染状況により、活動の中止を指示することがあります。また、計画書と異なる活動を行っていることが判明した場合や、感染対策が十分に取られていないことが判明した場合なども、活動の中止を指示をします。